

<別添2>

指定の解除の対象となる九州経済産業局所管の指定旧供給地点一覧<令和6年8月15日マ切り報告>

通し 番号	事業者名	指定旧供給地点名 (団地名)	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア $\leq$ 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/ $0.5 \times 1/2 \leq$ 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェ ア)に該当するか			③解除基準 (直近3年間の小売料金の平均 単価が連続して下落している こと)及び(自由料金メニューによ る契約件数 $\geq$ 指定旧供給地点 小売供給約款による契約件数) に該当するか	備考			
					旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果							
1	株式会社富士プロパン (4310001001895)	第3木鉢団地	長崎県	長崎市	○	48.9%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。